

骨子案に関する意見

資料1

番号	委員名	所属団体	項目	意見	意見に対する回答
1	森本 真一郎	精華町商工会	①条例名称	一目瞭然な名称がいい	第2回提案委員会で提案
2	霜田 徹	NPO法人ブラッ ここらく	①条例名称	障害があってもなくてもみんなに伝わる情報の条例	第2回提案委員会で提案
3	西岡 保	相楽中途失聴・ 難聴者協会	①条例名称	①『精華町言語としての手話の普及と個々人の障害特性に応じ意思疎通手段の選択で ける合理的配慮を推進する条例』というのはいかがか。②ももとの流れは手話言語法 を指しているもので、このままの名称でいい。③手話は「言語」であることがわか ることが必要。④自分らしく生きるためにコミュニケーション方法が選べる状態が 良い。	第2回提案委員会で提案
4	相馬 裕一	京都府立南山城支 援学校	①条例名称	つながるまち精華町「言語としての手話と豊かなコミュニケーション促進」条例	第2回提案委員会で提案
5	藤山 美登里	一般公募	①条例名称	①手話言語や言語としての手話、理解促進の単語を入れる。(理由:手話が言語と認 められたが、社会に浸透していないため)参考として、精華町言語としての手話の理 解促進・普及及び障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例 ②利用促進部分の「利用」に違和感がある	第2回提案委員会で提案
6	務中 純子	一般公募	②前文	「教育」を加えてほしい。以前、保育所において絵や写真の導入を求めたところ「発 音が遅くなる」という理由で断られ、医師の助言で導入に至った経緯がある。	条例案の前文に反映
7	西岡 保	相楽中途失聴・ 難聴者協会	②前文	5行目を『分け隔てられることなく、子どもから高齢者に至るまで切れ目なく豊かな コミュニケーションが図られることが重要である。』とするのはいかがか。生まれてから 死ぬまで、一生支援することを入れたい。	条例案の前文に反映
8	西岡 保	相楽中途失聴・ 難聴者協会	②前文	最後の4行を『ここに私たちは、言語としての手話の普及及び個々人の障害特性に応 じ意思疎通手段の選択でできる合理的配慮により、障害のある人の社会参加を促進 し、・・・』としてはどうか。	条例案の前文に一部反映
9	藤山 美登里	一般公募	②前文	「障害のある人」→「障害者・障害児」に。児童を含むことをはっきりと表現す る。	障害のある人に、児童も含むものと 認識しています。
10	藤山 美登里	一般公募	②前文	「文化」の後に「教育」を追加。教育にも障害特性にあったコミュニケーションの選 択が必要。かつて、教育場で手話を奪われた時期があり適切な教育が受ける事がで きない時期があった、現在は改善されたが充分ではない。	条例案の前文に反映
11	藤山 美登里	一般公募	②前文	手話言語の特性や大切さ、歴史、背景も明記してほしい。手話は音声言語とは異なり 手指の動き表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者にとっては手話はコ ミュニケーションに欠かせない物である。しかし長い間手話は言語として認められ ず、あらゆる場面で不便、不安の中暮らしてきた。	条例案の前文に反映
12	藤山 美登里	一般公募	③定義	コミュ手段に触手話・指文字を追加。	条例案第2条第2号の定義に反映
13	藤山 美登里	一般公募	③定義	「相当な」制限を受ける状態にある者→「相当な」を削除。手帳を持っている人やそ れに相当する人のみが対象であると感じてしまう。	条例案第2条第3号の定義から「相 当な」を削除
14	務中 純子	一般公募	③定義	コミュニケーション手段に「字幕、触手話、指文字、サイン言語、絵図の提示又は交 換」を加えてほしい。絵図を交換するツールとして、PECS" Picture Exchange Communication System"により意思疎通を行う(日本語:絵カード交換式コミュ ニケーションシステム)	様々なコミュニケーション手段があり 、全てを記載することは難しいた め、一部を反映しています。
15	務中 純子	一般公募	④基本理念	「可能な限り障害でないものが取得する情報と同一の内容の情報を同一の時期に取得 することができなければならないこと」(文京区の条例より抜粋)を加えてほしい。	条例案第3条第1項の基本理念に含 まれるものとして認識しています。 ※別紙(関連法)を参照
16	森本 真一郎	精華町商工会	⑤施策の推進	手話への理解を深める講習の実施。障害の内容や重さの理解を深める活動。各事業者 に積極的な参画を推進する。	事業者の役割 ⇒条例案第6条に規定 手話の講習、障害の理解を深める活 動 ⇒第7条第1項に規定
17	西岡 保	相楽中途失聴・ 難聴者協会	⑤施策の推進	特に災害時や緊急時の情報保障の必要性を感じるの、その条項を追記してほしい。 その他、追加が必要と思われる条項は、財政措置、見直しや進捗確認について明記し てほしい。	見直し、進捗確認 ⇒条例案第7条第2項に規定 災害時等の情報保障 ⇒条例案第7条第3項に規定 財政措置 ⇒条例案第8条に規定
18	藤山 美登里	一般公募	⑤施策の推進	災害時の情報保障に関する施策を追加してほしい。	条例案第7条第3項に規定
19	藤山 美登里	一般公募	⑤施策の推進	教育の場でもしっかりと個人の障害特性に応じたコミュニケーション方法で学びコ ミュニケーションが取れるように、教育関連の施策を追加してほしい。	教育の場も含めて条例案第7条第1 項の施策を推進するものと認識して います。
20	西岡 保	相楽中途失聴・ 難聴者協会	⑥町の責務	町ならびに事業所に働く方をも対象にした条例であってほしい。	条例案第2条第4号にて事業者の役 割を規定しており、従業員も対象と することを想定している。
21	藤山 美登里	一般公募	⑥町の責務	バリアフリーの推進について追記してほしい。役場には聴覚障がい者が複数いること を考えると役場内のバリアフリー推進は必要。また「合理的配慮の実現を目指す精華 町職員対応要綱」等を定期的に周知し、役場内のバリアフリー推進に活かしてほし い。	条例案第4条における町の責務に含 まれるものと認識しています。
22	中本 千晶	一般公募	⑦その他の意見	項目に「財政措置」に関する項目を追記してほしい	条例案第8条に規定
23	藤山 美登里	一般公募	⑦その他の意見	項目に「財政措置」に関する項目を追記してほしい。予算を確保することで、より具 体的で実効性のある条例になる。この条例と関わり深い「障害者情報アクセシビ リティ・コミュニケーション施策推進法」第十条にも施策を実施するため財政上の措 置を講じる旨明記されている。	条例案第8条に規定
24	藤山 美登里	一般公募	⑦その他の意見	項目に「施策推進の協議の場」に関する項目を追記してほしい。条例制定後に施策の 進捗状況を調査・評価し、新たな課題について意見交換する場が必要。他の委員会で 兼ねるのではなく、専門で検討する場を、少なくとも1年に1回設けてほしい。	条例案第7条第2項に規定
25	柳田 大樹	NPO法人ブラッ ここらく	⑦その他の意見	ルビの追加 平易な文章	法規上ルビが付けられないため、別 途条例解説版を作成予定
26	務中 純子	一般公募	⑦その他の意見	共生社会の実現のため誰にとっても暮らしやすくなるように"その人らしい"コミュ ニケーションのあり方・支援が必要と考える。	条例案の目的に記載
27	中 英里香	相楽福祉会	⑦その他の意見	漢字にはフリガナが必要。イラストの使用。全体にわかりにくい。	法規上ルビが付けられないため、別 途条例解説版を作成予定
28	中本 千晶	一般公募	⑦その他の意見	「手話」は「手話言語」や「言語としての手話」と明記	条例案に反映
29	中本 千晶	一般公募	⑦その他の意見	「条例制定後、進捗状況の確認や評価をする場を設ける」と追記	条例案第7条第2項に規定
30	西岡 保	相楽中途失聴・ 難聴者協会	⑦その他の意見	役場職員全員に手話通訳や要約筆記をお願いしたい。(南海トラフ発生時、避難所 では手話通訳・要約筆記のできる人が必要のため)	条例案第7条第1項第1号、第2号 及び第4号の規定に基づき、町職員 に限らず、地域全体で障害のある人 の情報保障や意思疎通支援等が行え る環境を整備していく必要があります。
31	西岡 保	相楽中途失聴・ 難聴者協会	⑦その他の意見	救急車や病院も手話通訳や要約筆記が必要。	条例案第7条第1項第3号の規定に 基づき、様々なコミュニケーション 手段があることを、関係機関に発信 していく必要があります。
32	西岡 保	相楽中途失聴・ 難聴者協会	⑦その他の意見	各地域ブロックに障害者が何人いるか把握してほしい。	手帳所持者数については把握可能
33	西岡 保	相楽中途失聴・ 難聴者協会	⑦その他の意見	南海トラフ発生時、家屋倒壊した際に身体障害、知的障害、精神障害、発達障害など の対象者対応を迅速にお願いしたい。	災害対策基本法に基づき、避難行動 要支援者の名簿を作成しており、災 害時は名簿を活用して対象者の安否 確認等を行うこととなっています。